

食品衛生責任者養成講習会実施要領

食品関係営業者は営業許可施設ごとに食品衛生責任者を設置することが義務付けられています。食品衛生責任者は、法令の規定に基づき、次の資格がなければなりません。

1. 栄養士、調理師、製菓衛生師、ふぐ処理師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士の資格、又は食品衛生管理者又は食品衛生監視員となることができる資格を有する者
2. 都道府県、指定都市若しくは中核市の衛生関係条例に基づく資格又はその他知事若しくは市長が食品衛生等に関して同等以上の知識を有する資格として認めた資格を有する者

※上記1、2のいずれかの資格をお持ちの方は養成講習会を受けずに食品衛生責任者になれます。それ以外の方は、養成講習会を受講して、資格を取得しなければなりません。

※京都市内で営業許可を取得される方で、これから食品衛生責任者養成講習会を受講される方は、京都市長が指定する当協会が開催する講習会を受講する事と条例で定められています。

●開催日程

**【食品衛生責任者養成講習会】の
《日程と会場》よりご確認ください。**

●開催場所

キャンパスプラザ京都 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939

●講習時間

受付	9:00~9:30	
午前の講義	9:30~12:00	食品衛生学:2時間30分
昼休み	12:00~12:45	
午後の講義	12:45~15:45	食品衛生法:3時間
	15:45~16:15	公衆衛生学:30分

●受講料

10,000円 (受講当日に納めていただきます。)

テキスト『食品衛生責任者ハンドブック(公益社団法人日本食品衛生協会発行)』代、を含んでいます。掲示用プレート(別途1,000円)をご希望の場合は事前申込にて講習会終了後お渡しいたします。納入された受講料は、返還できませんので、ご了承ください。

●申込方法

①別紙申込書にご記入の上、事前にFAXか事務所にてお申込み下さい。

(ご郵送の場合) 〒600-8009京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

京都経済センター3階305号室 (一社)京都市食品衛生協会 宛

②インターネットでのお申込み

京都市食品衛生協会

🔍 検索

食品衛生責任者養成講習会 *** WEB申し込み *** よりお申込み下さい (<http://www.kyotoshi-fha.jp>)

★講習会当日、受付にて受付番号を確認させていただきます。

●申込締切

申込順に受付し、定員になり次第締め切らせていただきます。

●受講修了証

養成講習会の全課程を修了した方には当日、受講修了証(事前申込者へはプレートも)を交付します。

※同伴者は原則入場できません。

●その他

筆記用具を準備願います。

外国人の方は、日本語が理解できる方に限ります。

講習会開始後、15分以上の遅刻は欠席扱いとなりますので、ご注意ください。

●問合せ先

一般社団法人京都市食品衛生協会 TEL(075)353-5011 FAX(075)353-5012

※開催場所へ、直接のお問い合わせはお控えください。